



アンダーパスの冠水

にご注意ください！

台風や集中豪雨、さらに頻発するゲリラ雷雨などで、短時間に大量の雨が降ったり、長雨が続きたりすると、道路の低い場所などに水が流れ込み道路が水没する「冠水」がしばしば発生します。市内には、国道や県道、市道が、鉄道や有料道路などとアンダー形式で立体交差する場所のうち、冠水に注意が必要な場所が15か所あります(下表参照)。

雨の日に、冠水が疑われるような場所を車で通る場合は、道路の状況に十分注意し、徐行を心掛けて通行してください。

注意点

- 車はマフラーから水が入るとエンジンが止まってしまいます。冠水が浅く見えても油断はできません。冠水に気付いて停車した場合は、追突されないようにハザードランプを点灯してください。
- 車が水没すると、水圧でドアが開



5番：平ヶ崎アンダー(今市インター側)

かなくなりません。窓からも脱出できない場合は、胸か首の辺りまで浸水し、水圧が弱まるのを冷静に待って、大きく息を吸い、ドアを開けて脱出します。

なお、この15か所については市や県、警察署、消防署などで情報を共有し、降雨時には重点的にパトロールを実施しています。

しかし、緊急の場合には通報などのご協力をお願いします。

表：冠水に注意が必要な市内のアンダーパス

番号	アンダーパスの場所	アンダーパス名
1	県道庚申山公園線入口わたらせ渓谷鐵道ガード下(国道122号)	銅庚申アンダー
2	東和町交差点東JR日光線ガード下(国道119号)	宝殿アンダー
3	宝殿交差点日光IC側JR日光線ガード下(市道日14056号線)	志渡淵アンダー
4	宝殿交差点大谷川側東武日光線ガード下(市道日34217号線)	七里アンダー
5	春日町交差点南JR日光線ガード下(国道121号)	平ヶ崎アンダー
6	春日町交差点北東武日光線ガード下(国道121号)	瀬川アンダー
7	豊田公民館北東武鬼怒川線ガード下(市道今35081号線)	豊田アンダー
8	如来寺北東武鬼怒川線ガード下(市道今33102号線)	朝日町アンダー
9	JR今市駅東ガード下(市道今33443号線)	千本木アンダー
10	日光市役所東東武日光線ガード下(市道今1008号線)	本町アンダー
11	八日市公民館北日光道下(市道今36124号線)	八日市西アンダー
12	日光道大沢IC北ガード下(市道今56019号線)	八日市東アンダー
13	日光道大沢IC西ガード下(一般県道下野大沢停車場線)	大沢アンダー
14	日光道大沢IC東ガード下(市道今46021号線)	木和田島アンダー
15	星宮神社北東武日光線ガード下(市道今2040号線)	明神アンダー

※市のホームページに、市内のアンダーパスの位置図を掲載しています。
ホームページ…<http://www.city.nikko.lg.jp/kurasi/guide/seikatsu/douro/under/index.html>

くわしくは
国道・県道について
県日光土木事務所保全部
市道について
今市地域…維持管理課
日光地域…④産業建設課
藤原地域…⑧産業建設課
足尾地域…⑨産業建設課
栗山地域…⑩産業建設課

☎(53) 1 2 2 1
☎(21) 5 1 6 0
☎(54) 1 1 1 4
☎(76) 4 1 1 7
☎(93) 3 1 0 7
☎(97) 1 1 3 3

10月より、市県民税が 公的年金から特別徴収 されます。(その2)

はじめに

○今回の変更は市県民税の納付方法の変更であり、これにより税金の額が増えるわけではありません。

○6月号で特別徴収の対象になる方の「年金収入の目安」をお知らせしましたが、あくまで目安であり、当てはまらない場合もあります。

○受給されている年金が障害者年金や遺族年金のみの方は、対象にはなりません。

○年度途中で税額の変更があった場合は、年金からの特別徴収から普通徴収へ切り替わります(税務課から通知します)。

納め方の具体例

具体例① 前年の収入が公的年金のみで、市県民税の年税額が4,700円(均等割のみ)の方の場合

具体例① 年税額4,700円の場合

納め方	納める月	納める税額
普通徴収(納付書)(口座振替)(納税組合)	6月(1期)	2,400円
	8月(2期)	0円
特別徴収(公的年金からの天引き)	10月	900円
	12月	700円
	翌年2月	700円

※前年の収入が公的年金のみで、所得割もかかる方については、6月号掲載の表をご参照ください。

具体例②

前年、公的年金収入のほか給与収入があり、今年度、給与から市県民税が特別徴収されている場合
※公的年金にかかる税額は給与から

具体例② 年税額29,200円(うち、給与からの特別徴収額8,400円)の場合

納め方	納める月	納める税額
普通徴収(納付書)(口座振替)(納税組合)	6月(1期)	5,400円
	8月(2期)	5,000円
特別徴収(公的年金からの天引き)	10月	3,600円
	12月	3,400円
	翌年2月	3,400円
給与からの特別徴収	6月～翌年5月(計12回)	各月700円

特別徴収できません。年金からの特別徴収か、納付書や口座振替などによる普通徴収になります。

※65歳未満の方で、給与と年金の収入があり、今まで給与から特別徴収されていた方の公的年金にかかる税額は、今回から普通徴収となりますので、ご注意ください。

具体例③

具体例③ 年税額126,000円(うち、公的年金にかかる税額34,000円)の場合

納め方	納める月	納める税額
普通徴収(納付書)(口座振替)(納税組合)	6月(1期)	32,000円
	8月(2期)	31,000円
	10月(3期)	23,000円
	翌年1月(4期)	23,000円
特別徴収(公的年金からの天引き)	10月	5,800円
	12月	5,600円
	翌年2月	5,600円

※1・2期分には公的年金にかかる税額が含まれています。

次回(9月号)は、Q & Aを掲載する予定です。

広報にっこう6月号でお知らせしましたが、10月より、市県民税が公的年金から特別徴収されます。今回は、具体例をあげて納付の仕組みをご説明します。

◆特別徴収とは…市県民税を年金などから天引きして市に納める制度
◆普通徴収とは…市県民税を納付書や口座振替などで市に納める制度

くわしくは 税務課 市民税係 ☎(21) 5 1 1 3